

## 事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部障害福祉課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	柴田 昌造
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実④	事業群関係課(室)	長寿社会課

### 1. 計画等概要

#### 【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

##### 《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待の防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。

事業群指標	最終目標(H32)	基準値(H26)	実績(H27)	達成率	【進捗状況の分析】
障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	18,200円	14,664円	15,255円	-	障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。長崎県内の平均工賃は、全国平均をやや下回り、順位としては中位程度に位置している。現状の課題として、①商品づくりのノウハウや生産能力が不足している等により、一つの事業所では大規模な受注に対応することが難しい、②除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している、③経営のノウハウが不足しているため、効率よく収益に繋げることができていない、などがあげられる。このため、県では「第2期長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。
事業群の進捗状況			-		

#### 【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

##### 《取組項目及び現状と課題》

i) 障害福祉サービスの給付等

・地域での暮らしが可能な障害者が安心して地域生活を開始・継続できるよう、障害程度やニーズ等に応じて障害福祉サービスの給付を行う。

ii) 相談等による障害者の自立支援

・地域での暮らしが可能な障害者が安心して地域生活を送れるよう、障害者等へ相談・指導・利用援助を行うとともに研修会等を開催し、自立支援を図った。

iii) 精神保健福祉施策の推進

・精神保健福祉施策の審議・整備：精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の諮問・意見具申を目的に設置している。精神保健審議会の委員は、精神保健及び精神障害者福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進、又はその自立と社会参加の促進を図るための事業に従事する者で構成しており、精神保健福祉施策について総合的に審議している。  
 ・精神障害者の医療負担の軽減等：精神障害者の医療費の負担軽減と入院患者の人権擁護等精神医療の適正化を図る。  
 ・高次脳機能障害への支援：高次脳機能障害は、外見からはその障害状況が判りにくいことから診断、リハビリテーション、生活支援等の手法も確立していないため、日常生活・社会生活への適応の困難さを生じている。相談支援や普及啓発等を実施することで、在宅生活支援や社会的自立の促進を図る。

iv) 地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備

・発達障害児の支援については、早期発見と早期療育が重要であるため、発達障害の診察が可能な小児科医師の養成や地域医療機関の体制整備に加え、身近な地域で療育が受けられる体制整備の充実が求められている。  
 ・こどもの心に関する障害について診察を必要とする子どもが多くなる一方で、こどもの心の専門医(精神科医師)が少ないため、専門医の養成に取組む必要がある。

v) 心身障害者に対する福祉制度の整備

・障害者の生活の安定と福祉の増進につながるよう、市町が実施する医療費助成に対し補助を行い負担軽減を図る。  
 ・保護者が生存中に掛金を納付することにより、保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度の推進に努める。

vi) 高齢者等の見守り体制の重層化及び人的支援を補完するICT等の活用

・地域のつながりが希薄化する中で、ひとり暮らし高齢者や認知症の方など、見守りを必要とする方が増加しているため、地域全体で重層的に見守る体制が必要となっていることから、市町における自治会や関係団体等と連携した見守りネットワークの構築や、市町と民間事業者との見守りに関する協定締結を推進してきたところであるが、県内の2/3程度の市町の取組にとどまっている。  
 ・また、判断能力が不十分な方(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)が自らの能力に応じて、できる限り地域で自立した生活が送れるように、金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行っているが、今後の急速な高齢化の進行に伴う利用者の増加等に対応していく必要がある。  
 ・平成25年度から、過疎化や高齢化が進む地域において、地域コミュニティの活性化に繋げるため、見守りに関する機能も付加したICTを活用したモデル事業を実施してきたものの、事業終了後の利用者の費用負担等により、普及には至っていない。

2. 27年度取組実績

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					事業の成果等	中核事業
			H27実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	事業内容 (事業の実施状況)	指標	主な目標	H27目標	H27実績	達成率		
			H28計画	一般財源	人件費(参考)					H28目標	—	—		
取組項目 i	自立支援給付費	H18-	7,206,320	7,206,320	2,416	社会福祉法人等	障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援など)の利用に係る給付費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)を補助した。	活動指標	訪問系サービスの利用実績(H28.3提供分、時間)	数値目標なし	50,241	—	長崎県障害福祉計画(障害者総合支援法)に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。	○
	障害福祉課		7,233,284	7,233,094	2,419			成果指標	—	—	—			
	療養介護医療費	H18-	109,114	109,114	805	社会福祉法人等	療養介護(医療型ケアが必要な障害者へのサービス)の利用に係る介護医療給付費に要する経費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)を補助した。	活動指標	サービスの利用実績(H28.3提供分、人)	数値目標なし	500	—	長崎県障害福祉計画(障害者総合支援法)に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。	
	障害福祉課		109,484	109,484	806			成果指標	—	—	—			
	障害児施設支援費	H23-	748,046	579,594	2,416	社会福祉法人等	障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に係る給付費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)。及び、障害児入所支援に要する経費(国1/2、県1/2)を補助した。	活動指標	放課後等デイサービスの利用実績(H28.3提供分、日)	数値目標なし	20,041	—	長崎県障害福祉計画(児童福祉法)に基づき障害児サービスの計画的な提供を図った。	
	障害福祉課		1,089,429	865,283	2,419			成果指標	—	—	—			
	移譲施設支援事業費	H23-28	1,662,588	10,845	1,611	県立施設の移譲を受けた社会福祉法人	つくも苑建替経費に対し補助した。	活動指標	—	—	—	—	平成28年2月15日に新施設(入所定員140名)が竣工し、同年4月1日に開所した。平成28年度は旧施設の解体を実施する。	
	障害福祉課		437,441	50,134	1,613			成果指標	新施設の建設及び旧つくも苑施設の解体	建設	建設済	—		
	身体障害者更生医療給付費	S29-	624,693	624,693	2,417	市町	障害者自立支援法に基づき、身体障害者に対し、当該障害を除去または軽減し、生活能力を得るために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度(国1/2、県1/4、市町1/4)を補助した。	活動指標	指定医療機関数(箇所)	数値目標なし	97	—	市町の身体障害者更生医療に要する経費に対する県費負担分の給付を行い、対象身体障害者の医療費自己負担軽減に寄与した。	
	障害福祉課		722,886	722,886	2,420			成果指標	—	—	—			
特別障害者手当等給付費	S50-	53,456	14,519	1,611	障害者	在宅の重度障害者(児)に対し、その重度の障害による特別な軽減を図る一助として手当を支給した。	活動指標	手当給付者数(人)	数値目標なし	220	—	受給資格者の所在地の福祉事務所を通じて、在宅重度障害者に対し特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の給付を行った。		
障害福祉課		53,730	14,482	1,613			成果指標	—	—	—				
取組項目 ii	障害者更生相談費	S26-	22,701	22,701	403	身体障害のある人及び知的障害のある人	身体障害者更生相談施設および知的障害者更生相談施設の運営を行った。	活動指標	相談件数(件)	数値目標なし	8,357	—	身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談等、知的障害のある方へは、地域生活の支援・相談等を実施した。	○
	障害福祉課		31,702	26,390	403			成果指標	—	—	—			

取組項目 ii	巡回相談費	S26-	1,830	1,830	162	離島・へき地に住む身体障害者のある人及び知的障害のある人	離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。	活動指標	巡回相談件数(件)	数値目標値	133	—	離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。
	障害福祉課		1,830	1,830	162			成果指標	—	—	—		
	障害者自立促進事業	H6-	2,822	2,822	242	障害者団体	障害者団体が開催する研修会等の経費に助成を行った。	活動指標	研修会実施件数(件)	—	23	—	障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図るため、研修会等の開催等の経費に助成を行った
	障害福祉課		2,361	1,181	242			成果指標	研修会参加者数(人)	1,788	1,724	96%	
	障害者広域支援事業	H19-	632	392	1,611	市町・事業者	広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた市町等の相談支援体制整備への支援を行った。	活動指標	アドバイザー活動日数(日)	—	36	—	各市町等が行う障害者相談支援事業について、市町域を超えた広域的な支援を行うために相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を推進した。
	障害福祉課		1,971	1,395	1,613			成果指標	市町等の要請に対する支援率(%)	—	100	—	
取組項目 iii	障害者医療対策費	H10-	2,814,766	1,430,637	38,669	自立支援医療受給者等	精神障害者の措置入院費・自立支援医療費の公費負担及び通報・申請の処理をした。病院指導・検査、在院患者の病状審査、入院の要否の審査、入院患者の人権擁護等精神医療適正化対策を実施した。精神障害者保健福祉手帳を交付した。	活動指標	自立支援医療(精神通院医療)給付決定件数(件)	数値目標値	18,051	—	精神医療の適正化に努めることができた。 ＜自立支援医療(精神)実績＞ H23 14,025件 2,285,559千円 H24 16,255件 2,345,947千円 H25 16,919件 2,420,227千円 H26 17,665件 2,521,616千円 H27 18,051件 2,627,961千円 ＜平成27年度退院等請求受理件数＞ 退院請求 51件、処遇改善請求 23件
	障害福祉課		2,905,969	1,451,190	38,712			成果指標	退院等請求の審査標準処理期間(30日)内処理率(%)	100	100	100%	
	精神保健審議会及び諸費	S40-	607	607	101	精神保健審議会等	精神保健福祉に関する事項について、専門的立場から総合的に調査審議した。	活動指標	審議件数(件)	数値目標値	3	—	県の精神保健福祉施策の現状等について説明し、専門的知見から総合的に審議した。
	障害福祉課		1,302	1,302	241			成果指標	審議案件に対する審議の割合(%)	100	100	100%	
	高次脳機能障害支援普及事業	H18-	3,409	1,705	31,419	高次脳機能障害のある方等	高次脳機能障害のある方に対して、的確な医療・福祉サービスを提供し、在宅生活支援や社会的な自立の促進を図った。	活動指標	在宅支援件数(件)	600	626	104%	相談支援や普及啓発等に加え、小児高次脳機能障害についての実態調査・分析を行い、報告書を作成した。 ＜在宅支援件数＞ H23 208件 H24 258件 H25 200件 H26 316件 H27 626件
	障害福祉課		5,558	2,359	31,454			成果指標	ショートケア(1クール)に5割以上参加できた人の割合(%)	60	87	145%	
取組項目 iv	地域連携児童精神医学講座事業費(医療介護基金)	H27-	12,351	0	806	長崎大学	発達障害児療育支援体制の充実を図るため、児童・青年期精神医学を専門とする精神科医を養成する講座の開設等に取り組んだ。	活動指標	児童精神医学講座受講を開始した医師数(人)	2	0	0%	国の交付決定後10月から事業を開始し、専任スタッフの選定、受講環境の整備及び受講希望者の募集等を行い平成28年4月に講座を開始した。
	障害福祉課		30,000	0	807			成果指標	新規児童精神専門医師養成数(人)	3	—	—	
	発達障害地域療育支援事業費	(H28新規) H28-30	—	—	—	事業所保育園幼稚園	児童発達支援事業等の事業所、保育所及び幼稚園において発達障害児の支援を担う職員の療育スキル向上を目的とした技術的支援や研修等の実施する。	活動指標	保育所・幼稚園等に対する技術支援延べ回数(回)	—	—	—	—
	障害福祉課		4,043	4,043	1,613			成果指標	児童発達支援センターの設置数(箇所)	60	—	—	
									8	—	—		

取組項目iv	発達障害児地域医療体制整備事業費(医療介護基金)	H27-	2,479	0	1,611	医療機関	発達障害児の受診機会の拡大を図るため、発達障害児の診察が可能な医師を養成する研修を行うとともに、新たに発達外来等を開設する県内地域医療機関に補助した。	活動指標	研修を受講する医師数(人)	6	7	116%	医師7名に対して研修を実施した。新たに発達外来のためのリハビリ施設が1箇所整備された。	
	障害福祉課		3,137	0	1,613			成果指標	新たに発達外来を開設する医療機関数(箇所)	1	1	100%		
	子どもの心の診療ネットワーク事業費	(H27終了) H23-27	1,800	900	806	長崎県子どもの心の診療拠点病院連絡協議会		活動指標	—	—	—	医師研修が2日間から1日間へと減少するなどしたため、目標は達成出来なかったが、医師研修、コメディカルスタッフ研修等前年度と同様に各職種に対応した研修を実施した。		
			—	—	—			成果指標	研修会開催(日)	6	4			66%
障害福祉課														
取組項目v	障害者福祉医療費助成費	S49-	1,221,693	1,221,693	806	市町	心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行った。(県1/2、市町1/2)	活動指標	受給者数(人)	数値目標なし	41,815	—	各市町へ障害者の医療費に関する補助金を交付することで、障害者及び障害者の家族の経済的負担の軽減を図った。(補助実績) H25:1,229,225千円 H26:1,229,951千円 H27:1,221,693千円	
	障害福祉課		1,268,843	1,268,843	807			成果指標	医療費助成件数(件)	数値目標なし	688,992	—		
	障害者扶養共済費	S45-	418,303	340,957	4,834	制度加入者		活動指標	受給者数(人)	数値目標なし	937	—		保護者死亡後の心身障害者に対し、年金を支給することで、生活の安定と保護者が抱く不安軽減を図った。
			425,023	347,677	4,839			成果指標	—	—	—			
障害福祉課														
取組項目vi	多重の見守りネットワーク総合対策事業	(H28新規) H28-30	—	—	—	高齢者等見守りを必要とする方	行政、関係機関等と構成する協議会を設置し、多重の見守り体制の構築に向けた取組の検討を行う。また、九州・山口各県共同で、見守り意識や地域で支え合う大切さを伝えるテレビCMを制作し、放映する。	活動指標	協議会開催数(回)	—	—	—	—	
	長寿社会課		3,154	1,554	4,030			成果指標	民間事業者と個別協定を締結済みの市町(市町)	1	—	—		
		日常生活自立支援事業	H11-	73,569	36,613	2,416		判断能力が不十分な方(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)	活動指標	各地区の基幹的社会福祉協議会(福祉あんしんセンター)等への相談・問い合わせ件数(件)	18,733	29,778		158%
	長寿社会課			73,569	36,613	1,613			成果指標	新規に事業を利用することで、「自立した生活を送れている」割合(%)	95	98		103%

### 3. 検証及び問題点の抽出

#### 【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

- i) 障害福祉サービスの給付等
- ・障害者総合支援法や児童福祉法などに基づき各種サービスの提供を行った。
  - ・身体障害者更生医療に要する経費について、県費負担分の給付を行い、対象障害者の医療費自己負担軽減を図った。
  - ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の給付を行い、在宅重度障害者及びその家族の負担軽減を図った。

<p>ii) 相談等による障害者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が不十分な方(知的障害者・精神障害者)に対して、福祉サービスの利用援助等を行った。</li> <li>・障害者更正相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。</li> <li>・障害者団体が開催する研修会等の経費に助成を行うことで、障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図った。</li> <li>・各市町が行う障害者相談支援事業について、市町域を超えた広域的な支援を行うために相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を図った。</li> </ul>
<p>iii) 精神保健福祉施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児期の高次脳機能障害の実態を把握するため、小児期に受傷・発症した高次脳機能障害児・者に調査を行った。その結果、小児の高次脳機能障害が見落とされている可能性があることが分かり、今後、更なる普及啓発等に努めていきたい。また、精神保健審議会では精神保健福祉施策について委員の皆さまからご意見をいただくことができ、障害者医療対策においては入院患者の退院等請求の平均処理日数が審査標準処理期間(30日)を下回ることができ、適正な医療、人権擁護につなげることができた。</li> </ul>
<p>iv) 地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の診察が可能な小児科医を養成するための研修や新たな発達外来等の施設整備に対し補助するとともに、児童・青年期精神科医を養成するための講座を平成28年4月に開設した。</li> <li>・様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応し、地域の保健福祉関係機関等の連携した支援体制構築を図るため、①子どもの心の診療支援(連携)事業 ②子どもの心の診療関係者研修・育成事業 ③普及啓発・情報提供事業を委託により実施した。</li> </ul>
<p>v) 心身障害者に対する福祉制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が障害者に対して実施する医療費助成制度に対し助成を行った。</li> <li>・保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施した。また、新たな利用者の確保に向け、市町、関係団体へリーフレットを配布するとともに県ホームページに掲載し、制度の周知を図っている。</li> </ul>
<p>vi) 高齢者等の見守り体制の重層化及び人的支援を補完するICT等の活用</p> <p>日常生活自立支援事業については、平成27年度は29,778件の相談・問い合わせがあり、その内契約締結に至った者が249人に及んでいる。利用者や相談件数の増加に対応するため、平成26年度に導入した「業務支援システム」が平成27年度から本格的に移動し、事務の迅速化・効率化等が図られたが、今後も利用者の増加が見込まれるので、更なる実施体制の見直しが必要である。</p>



#### 4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】	【個別事務事業の見直し】			
	事務事業名	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
<p>i) 質の高い障害福祉サービスの提供等</p> <p>障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、各種研修を実施し、施設職員のスキルアップを図っていく。</p> <p>・更生医療について対象障害者の自己負担軽減を図るため、県費負担分の給付を継続する。</p> <p>・在宅で常時特別の介護を必要とする特別障害者及びその家族の負担軽減を図るため、特別障害者手当等の給付を継続する。</p>	自立支援給付費	—	義務的な経費であることから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要なサービス提供体制の確保に努めていく。	現状維持
	療養介護医療費	—	義務的な経費であることから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要なサービス提供体制の確保に努めていく。	現状維持
	障害児施設支援費	—	義務的な経費であることから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要なサービス提供体制の確保に努めていく。	現状維持
	移譲施設支援事業費	⑩	つくも苑の移転・建替経費については、旧つくも苑施設の解体工事費への補助金で終了する。今後はつくも苑跡地の整備を実施する。	縮小
	身体障害者更生医療給付費	—	身体の機能障害を軽減または改善するための医療費を支給することから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要な医療提供体制の確保に努めていく。	現状維持
	特別障害者手当等給付費	—	在宅の重度障害者に対して手当を支給することから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要なサービス提供体制の確保に努めていく。	現状維持

ii) 相談等による高齢者・障害者の自立支援 ・判断能力が不十分な方(知的障害者・精神障害者)に対して、福祉サービスの利用援助等を継続する。 ・障害者更正相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を継続する。 ・障害者団体の組織を強化するため、引続き、団体が開催する研修会等の経費に助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。 ・各市町が行う障害者相談支援事業について、引続き、相談支援に関するアドバイザーの配置を通じて、市町域を超えた広域的な支援を行い、地域における相談支援体制の整備を図る。	障害者更生相談費	—	法に基づき、障害者に関する相談・指導及び医学的・心理学的・職能的判定を行っていることから、制度の見直し等にはなじまないが、相談、研修指導を行い、障害者の更生に努めていく。	現状維持
	巡回相談費	—	法に基づき、離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施していることから制度の見直し等にはなじまないが、引続き専門的な判定及び指導に努めていく。	現状維持
	障害者自立促進事業	—	障害者団体が、障害者の社会参加の促進を図るため、研修会を開催し、障害者の生活向上に努めていることから、継続して事業を実施する必要がある。	現状維持
	障害者広域支援事業	—	各市町が行う障害者相談支援事業について、市町域を超えた広域的な支援を行うため、専門性の高いアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を推進していることから、継続して事業を実施する必要がある。	現状維持
iii) 精神保健福祉施策の推進 ・精神保健審議会：精神保健福祉施策の検討・審議を継続する。 ・精神障害者の医療負担の軽減等：引き続き、精神障害者の医療費の負担軽減と入院患者の人権擁護等精神医療の適正化を図る。 ・高次脳機能障害への支援：27年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、28年度に専門部会で検討し、小児版の支援の手引きを作成する。	障害者医療対策費	—	平成28年度も継続して精神障害者の医療費の負担軽減等を実施。 また、精神障害者の医療費の負担軽減と入院患者の人権擁護等精神医療の適正化を図る必要がある。	現状維持
	精神保健審議会及び諸費	—	精神保健福祉法の規定により設置している附属機関である。精神保健福祉に関する事項について、引き続き、専門的立場から総合的に調査審議する必要があるため。 H28年度も審議会を開催。H29年度も同様。	現状維持
	高次脳機能障害支援普及事業	—	平成28年度は引き続き支援センターを設置して相談支援等を行うとともに、小児高次脳機能障害に関するリーフレットの作成や研修会を実施する。 また、高次脳機能障害の在宅生活支援や社会的自立の促進を図る必要がある。	現状維持
iv) 地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備 ・児童・青年期精神医学を専門とする精神科医を養成するため、長崎大学で講座を実施する。 ・発達障害の診察が可能な小児科医を養成する研修を実施するとともに新たに発達外来等を開設する医療機関に対し支援する。	地域連携児童精神医学講座事業費(医療介護基金)	—	・児童・青年期精神医学を専門とする精神科医が少ないため、引き続き、長崎大学で講座を実施し医師の養成を図る必要がある。	現状維持
	発達障害地域療育支援事業費	—	H28年度新規事業であることから、本年度の実績等を踏まえ、今後の方向性を検討する。	現状維持
	発達障害児地域医療体制整備事業費(医療介護基金)	—	発達障害児の受診機会の拡大を図るため、引き続き、発達障害の診察が可能な医師を養成するための研修を実施するとともに、新たに発達外来等を開設する医療機関に対し支援する必要がある。	現状維持
v) 心身障害者に対する福祉制度の整備 引き続き、市町が障害者に対して実施する医療費助成制度への補助及び保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施し、障害者の生活の安定に努める。	障害者福祉医療費助成費	—	心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行うものであり制度の見直し等にはなじまないが、県と市町からなる長崎県福祉医療制度検討協議会障害者専門分科会において決定された医療費助成を実施していく。	現状維持
	障害者扶養共済費	—	当制度は独立行政法人福祉医療機構が運営する全国一律の制度であるため、県独自の拡充及び縮小等は不可能である。また、新たな利用者の確保に向け、県ホームページへの掲載方法を検討する。	現状維持
vi) 高齢者等の見守り体制の重層化及び人的支援を補完するICT等の活用 ・県全体での見守りネットワークの構築や、県と民間事業者との見守りに関する協定締結に向けて検討を行い、市町の取組の推進に繋げる。また、九州地域戦略会議の「多重的見守りネットワーク九州・山口モデル構築プロジェクト」において、ICTを活用した見守り体制の仕組づくりやH29年度に向けた新たな取組を検討していく。 ・日常生活自立支援業務については、利用者などの増加に対応するため、更なる実施体制の見直しを進めていく。	多重的見守りネットワーク総合対策事業	—	県全体での見守りネットワークの構築や、県と民間事業者との協定締結に向けて取り組むことで、市町の取組を後押しするとともに、「多重的見守りネットワーク九州・山口モデル構築プロジェクト」での検討結果を踏まえて、ICTを活用した見守り体制の仕組づくりを推進していく。	現状維持
	日常生活自立支援事業	⑨	業務支援システム導入の成果を踏まえて、実施機関との協議を行い、実施体制の見直し等を検討する。	改善